

青警本交指第158号
平成18年5月9日

各所属長 殿

青森県警察本部長

道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限並びに同法第22条の2第1項等の規定による指示及び当該指示に係る同法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準について

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条第2項の規定による自動車の使用制限並びに法第22条の2第1項等の規定による指示及び当該指示に係る法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限について、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行に伴い、本年6月1日から、別添1「道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準」及び別添2「最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準」により運用することとした。その改正の要点は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

- 1 改正法の施行により、放置行為に係る指示に関する規定が削除されることに伴い、放置行為に係る指示の運用基準等に関する事項を削除することとした。
- 2 改正法の施行により、上記指示に係る使用制限に関する規定が削除されることに伴い、指示に係る使用制限の処分量定の細目基準に関する事項のうち放置行為に係る部分を削除することとした。
- 3 行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号）により取消訴訟の提起等に関する事項の教示に関する規定が新設されたことに伴い、指示書の様式を改正するなど、所要の規定を整備した。

別添 1

道路交通法第 75 条第 2 項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準

第 1 総則

1 目的

この細目基準は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 75 条第 2 項及び道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 26 条の 6 の規定による自動車の使用制限を行う場合における処分量定の細目基準を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この細目基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 下命・容認に係る使用制限

法第 75 条第 2 項の規定に基づき、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(2) 処分対象行為

令第 26 条の 6 第 1 号及び第 2 号に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

(3) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去 1 年以内に、法第 117 条の 2 第 2 号若しくは第 3 号、法第 117 条の 4 第 5 号から第 7 号まで、法第 118 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号、法第 119 条第 1 項第 1 号、又は法第 119 条の 3 第 1 項第 3 号の違反行為をした者であること。

イ 自動車の運転者が当該違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

(4) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

(5) 処分前歴

自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去 1 年以内に、下命・容認に係る使用制限又は法第 75 条の

2 第 1 項に規定する指示に係る使用制限（以下「指示に係る使用制限」という。）若しくは法第 75 条の 2 第 2 項に規定する納付命令に係る使用制限（以下「納付命令に係る使用制限」という。）を受けたことをいう。

3 期間の計算

(1) 下命・容認に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。

(2) 令第 26 条の 6 第 2 号の表の下欄中「過去 1 年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。

なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去 1 年以内にあるものについて計算するものとする。

また、1 年間は、365 日とするものとする。

4 聴聞

下命・容認に係る使用制限は、自動車の使用者に対して直接に義務を課すものであり、不利益処分に当たる。したがって、下命・容認に係る使用制限を行うおとすときは、行政手続法の区分によれば弁明の機会の付与を行うこととなるが、手続保障の観点から、聴聞の手続をとることとされている（法第 75 条第 4 項から第 8 項まで）。

5 下命・容認に係る使用制限の対象自動車

下命・容認に係る使用制限の対象となる自動車は、使用者が使用する自動車であり、かつ、下命・容認に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。

したがって、違反行為に用いられた自動車が滅失した場合、当該自動車の使用者が変更された場合等は、下命・容認に係る使用制限は行うことができない。

6 処分が競合する場合等における取扱い

(1) 下命・容認に係る使用制限と指示又は納付命令に係る使用制限が競合する場合

同一の自動車に係る同一の違反行為について、下命・容認に係る使用制限の要件と指示又は納付命令に係る使用制限の要件の両方を同時に満たすときは、軽減前の量定が最も重いこととなる要件に従って処分するものとする。

(2) 処分中に当該処分に係る違反行為が行われた場合

下命・容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の期間中であるにもかかわらず、当該処分に係る車両の使用者が当該処分に係る車両を運転者に運転させ、当該運転者が当該処分に係る違反行為をし、下命・容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の要件を満たすこととなった場合には、これらの規定による処分は、当初の使用制限の期間が満了した後に執行するものとする。

第 2 下命・容認に係る使用制限の処分量定の細目基準

1 処分量定の基準

令第26条の6に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

2 処分対象行為等に付する基礎点数

(1) 処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表1に掲げるとおりとする。

(2) 処分事情に付する点数

ア 処分事情のうち、前記第1の2(3)アに掲げる事情については、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表1に掲げる点数を付するものとする。

イ 処分事情のうち、前記第1の2(3)イに掲げる事情については、別表2に掲げる点数を付するものとする。

(3) 使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、前記第1の2(3)アに掲げる使用者等の違反行為の数え方については、法第75条第1項における刑罰上の評価(包括一罪、併合罪等)にかかわらず、行政処分上の評価として使用者等の下命又は容認ごとに1回として数えるものとする。(処分事情としての使用者等の違反行為を数える場合には、これに点数を付するか否かの観点を離れて評価すべきであり、使用者等が運転者に対して下命又は容認行為を行った事実があれば足り、必ずしも運転者が下命又は容認に係る行為を行うことを要しないことに留意する必要がある。)

具体的な違反行為の数え方については、次の例を参考とされたい。

ア 使用者等が、同時に数名の運転者に対して下命又は容認行為を行った場合には、数個の違反行為として数えるものとする。

イ 運転者に対して数回にわたる違反行為を一度の機会に下命した場合には、1回の行為として数え、その後、運転者が下命に係る違反行為を継続し、それを使用者等が容認した場合には、その容認行為が行われるごとに1回として数えるものとする。

なお、運転者が下命に基づいて同一日に数回にわたる違反行為を行った場合には、時間、運行経路等に特段の事情がない限り、1回の違反として数えるものとする。

ウ 運転者に対して異なる数個の違反行為を同時に下命又は容認した場合には、数回の違反行為として数えるものとする。

3 処分量定の方法

(1) 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記2の(1)、(2)及び(3)に従い、

処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

(2) 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記(1)の合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表3に掲げるとおりとする。

4 処分量定に当たっての留意事項

(1) 政令で定める基準との関係

前記3の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6第1号及び第2号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とすること。

(2) 処分の軽減等

ア 上記第1の2(3)アに掲げる処分事情についての点数の付与は、自動車の運転者の違反行為が現認されなかったものについては、処分対象行為が行われた日を起算日として過去1月以内に運転者の違反行為が行われたもののみについて、行うものとする。

イ 処分前歴がなく、かつ、法令違反のみに係る事案については、次に掲げる範囲内で処分量定を行うものとする。

(ア) 自動車1台当たりの処分期間は、令第26条の6第1号及び第2号に規定されている処分期間の上限の2分の1を超えないものとする。

(イ) 1事業所における処分台数は、当該処分時における稼働台数の20パーセント以下とする。ただし、稼働台数10台未満の場合は1台とする。

ウ 次に掲げる事情がある場合であって、当該事業所における安全運転管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

なお、この軽減を行う場合にあっては、違反行為の内容及び被処分者の危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減すること。また、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮すること。

(ア) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

(イ) 処分前歴がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(ウ) その他情状酌量すべき事情がある場合

(3) 処分事情として評価される下命又は容認行為に係る自動車又は自動車の運転者は、当該下命・容認に係る使用制限に係る自動車又は自動車の運転者であることを要しない。

別表1 処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する点数

区 分		点 数
酒 酔 い	運 転	36点
麻 薬 等	運 転	36点
無 免 許	運 転	26点
無 資 格	運 転	16点
酒 気 帯 び	運 転	16点
過 労 運	転 等	16点
速 度	超 過	6点
放 置 駐 車	違 反	6点
積載物重量制限 超 過	10割以上	6点
	5割以上10割未満	4点
	5割未満	2点
積 載 物 大 き さ 制 限 超 過		2点
積 載 方 法 制 限 超 過		2点

(備考)

この表の用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 「酒酔い運転」とは、法第65条第1項の規定に違反して酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 2 「麻薬等運転」とは、法第66条第1項の規定に違反して麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261条）第32条の2の規定する物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

で運転する行為の下命又は容認行為をいう。

- 3 「無免許運転」とは、法第64条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。
- 4 「無資格運転」とは、法第85条第5項から第9項までの規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。
- 5 「酒気帯び運転」とは、法第65条第1項の規定に違反して、身体に令第44条の3に定める程度以上にアルコールを保有する状態で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 6 「過労運転等」とは、法第66条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう（2に規定する行為を除く）。
- 7 「速度超過」とは、法第22条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を超える速度で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 8 「放置駐車違反」とは、法第44条、法第45条第1項若しくは第2項、法第47条第2項若しくは第3項、法第48条、法第49条の2第3項又は法第75条の8第1項の規定に違反する行為のうち、車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するもの又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為の下命又は容認行為をいう。
- 9 「積載物重量制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 10 「積載物大きさ制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して積載物の大きさの制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 11 「積載方法制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して積載物の積載の方法の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。

別表2 交通事故に付する点数

交通事故の種別	点 数
死 亡 事 故	40点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	20点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	10点
建 造 物 損 壊 事 故	

（備考）

この表の用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 「死亡事故」とは、人の死亡の原因となった交通事故をいう。
- 2 「傷害事故」とは、他人を傷つける原因となった交通事故をいう。
- 3 「負傷者の治療期間」は、負傷者の数が二人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間とする。
- 4 「後遺障害」とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）第1条又は第2条に定める程度のものをいう。
- 5 「建造物損壊事故」とは、建造物の損壊の原因となった交通事故をいう。

別表 3

点数	区分	前歴なし	前歴 1 回	前歴 2 回	前歴 3 回 以 上
6 ~ 10 点			20 日	40 日	60 日
11 ~ 15 点		10 日	30 日	50 日	70 日
16 ~ 20 点		20 日	40 日	60 日	80 日
21 ~ 25 点		30 日	50 日	70 日	90 日
26 ~ 30 点		40 日	60 日	80 日	100 日
31 ~ 35 点		50 日	70 日	90 日	110 日
36 ~ 40 点		60 日	80 日	100 日	120 日
41 ~ 45 点		70 日	90 日	110 日	130 日
46 ~ 50 点		80 日	100 日	120 日	140 日
51 ~ 55 点		90 日	110 日	130 日	150 日
56 ~ 60 点		100 日	120 日	140 日	160 日
61 ~ 65 点		110 日	130 日	150 日	170 日
66 点以上		120 日	140 日	160 日	180 日

別添 2

最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準

第 1 総則

1 目的

この運用基準等は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項、法第 58 条の 4 又は法第 66 条の 2 第 1 項の規定による指示の運用基準及び当該指示に基づく法第 75 条の 2 の規定による自動車（重被牽引車を含む。以下同じ。）の使用制限をする場合における処分量定の細目基準を定めることを目的とする。

2 用語の意義

この運用基準等において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 指示

法第 22 条の 2 第 1 項、法第 58 条の 4 又は法第 66 条の 2 第 1 項の規定による指示をいう。

(2) 指示に係る使用制限

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(3) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

(4) 点数の付与

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 26 条の 7 第 1 項の規定により点数を付することをいう。

(5) 累計点数

令第 26 条の 7 第 1 項に規定する当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数をいう。

(6) 前歴の回数

令第 26 条の 7 第 1 項の表 2 の備考に規定する前歴の回数をいう。

3 指示に係る弁明の機会の付与

指示は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）上不利益処分に当たることから、同法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与の手続を執ること。

なお、弁明の機会の付与に当たっては、予想される指示の内容を具体的に示すことにより、不利益処分の内容を明らかにすること。

4 聴聞

指示に係る使用制限は、自動車の使用者に対して直接に義務を課すものであり、不利益処分に当たる。したがって、指示に係る使用制限を行おうとするときは、行政手続法の区分によれば弁明の機会の付与を行うこととなるが、手続保障の観点から、聴聞の手続をとることとされている（法第75条の2第3項において準用する法第75条第4項から第8項まで）。

なお、聴聞手続の具体的運用については、法第75条第2項の規定による下命・容認に係る使用制限（以下「下命・容認に係る使用制限」という。）と同様に行うこととする。

5 指示に係る使用制限の対象自動車

指示に係る使用制限の対象となる自動車は、指示を受けた使用者が使用する自動車であり、かつ、指示に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。

したがって、違反行為に用いられた自動車が滅失した場合、当該自動車の使用者が変更された場合等は、指示に係る使用制限は行うことができない。

第2 最高速度違反行為に係る指示の運用基準等

1 指示の運用基準

- (1) 最高速度違反行為（法第22条に規定する最高速度を超えて車両を運転する行為）に係る指示は、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為が行われた場合において、次のアからオのいずれかの要件に該当し、

当該車両の運転者に対して最高速度違反行為を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。

当該車両による運行について、最高速度違反行為が行われていないかどうか的確に把握されていない。

当該車両に係る運行計画が最高速度違反行為の防止に留意したものとなっていない。

当該車両に係る運送に関する契約が最高速度違反行為の防止に十分に留意したものとなっていない。

など当該使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

ア 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について当該車両の使用者の業務に関し過去1年以内に2回以上の最高速度違反行為が行われた場合における当該使用者であるとき

イ 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して当該最高速度違反行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該

車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示を受けた者である場合

オ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

(3) 「当該車両の使用者の業務に関し」とは、法第75条第1項と同様、使用者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味である。すなわち、当該車両の使用者以外の者が、たまたま私用でその自動車を使用し、最高速度違反行為を行った場合等は指示の対象とならない。

なお、交通事故に関して業務上過失致死傷罪を問う場合の「業務」とは、運転者の運転行為を「業務」とするものであるのに対し、本条における「業務」とは使用者の企業活動を「業務」とするものである。

2 指示の内容

指示の内容は、最高速度違反行為に係る車両の使用の態様に応じて、使用者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

なお、指示の具体例は、別紙1のとおりである。

3 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

なお、指示書の様式は、別紙2のとおりである。

4 留意事項

(1) 指示に係る最高速度違反行為は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。

(2) 指示に係る最高速度違反行為は、当該車両の使用者の業務に関して行われたものに限られること。

- (3) 指示の内容の確定に当たっては、使用者が最高速度違反行為を防止するために講じている措置の内容や自動車の使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用態様等を確認するとともに、必要に応じて、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどにより疑問点の解明に努め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配慮すること。

第3 過積載運転行為に係る指示の運用基準等

1 指示の運用基準

- (1) 過積載運転行為（法第57条第1項に規定する「過積載」をして自動車を運転する行為）に係る指示は、過積載運転行為が行われ、当該運転者に法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされた場合において、次のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。

ア 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について過去1年以内に1回以上過積載運転行為が行われ、当該車両につき措置命令がされた場合における当該使用者であるとき

イ 車両の使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 車両の使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者である場合

オ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

- (2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

2 指示の内容

指示の内容は、過積載運転行為に係る車両の使用の態様に応じて、使用者が

講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

なお、指示の具体例は、別紙 3 のとおりである。

3 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

なお、指示書の様式は、別紙 4 のとおりである。

4 留意事項

- (1) 指示に係る過積載運転行為は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。
- (2) 使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用の態様等について疑義がある場合には、法第 75 条の 2 の 2 第 2 項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に努めること。

第 4 過労運転に係る使用者に対する指示の運用基準等

1 指示の運用基準

- (1) 過労運転（法第 66 条に規定する理由のうち、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為）に係る指示は、当該車両の使用者の業務に関して過労運転が行われた場合において、次のアからオのいずれかの要件に該当し、

当該車両の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。

当該車両による運行について、過労運転が行われていないかどうか的確に把握されていない。

当該車両に係る運行計画が過労運転の防止に留意したものとなっていない。

当該車両に係る運送に関する契約が過労運転の防止に十分に留意したものとなっていない。

当該車両の運転者に対して運行前の点呼等により過労運転となるおそれのある状態で車両を運転させないようにするための措置が的確に行われていない。

など当該使用者が当該車両につき過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

ア 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について当該車両の使用者の業務に関し過去 1 年以内に 1 回以上の過労運転が行われた場合における当該使用者であるとき。

イ 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者である場合
オ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者である場合

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過労運転について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過労運転に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

(3) 「当該車両の使用者の業務に関し」とは、法第75条第1項と同様、使用者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味である。すなわち、当該車両の使用者以外の者が、たまたま私用でその自動車を使用し、過労運転を行った場合等は指示の対象とならない。

なお、交通事故に関して業務上過失致死傷罪を問う場合の「業務」とは、運転者の運転行為を「業務」とするものであるのに対し、本条における「業務」とは使用者の企業活動を「業務」とするものである。

(4) 「過労」とは、精神又は身体が正常な運転ができない程度に疲労していることであり、法第66条第1項に定める「過労」と同様のものである。睡眠時間、仕事の質、量等を考慮して個々具体的に判断すること。

2 指示の内容

指示の内容は、過労運転に係る車両の使用の態様に応じて、使用者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

なお、指示の具体例は、別紙5のとおりである。

3 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

指示書の様式は、別紙6のとおりである。

4 留意事項

(1) 指示に係る過労運転は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。

(2) 指示に係る過労運転は、当該車両の使用者の業務に関して行われたものに限られること。

(3) 使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用の態様等について疑義があ

る場合には、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に努めること。

第5 指示に係る使用制限の処分量定の細目基準

1 処分量定の基準

令第26条の7に規定する指示に係る使用制限の処分基準に該当することとなった自動車の使用者に対する使用制限の処分期間の具体的量定は、累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。

2 点数の付与

- (1) 点数の付与は、当該指示に係る自動車ごとに行われ、当該自動車ごとに累計点数の計算を行うものである。
- (2) 点数の付与は、当該自動車の使用者と運転者が異なる場合に行うものとする。
- (3) 点数の付与は、最高速度違反行為及び過労運転にあつては当該車両の使用者の業務に関して行われた場合、過積載運転行為にあつては当該過積載運転行為に係る自動車について措置命令がされた場合に限り行うものとする。

3 前歴の回数

- (1) 前歴の回数は、自動車の使用者の属性であり、自動車の使用者が同一の使用の本拠の位置において使用し、又は使用したことのあるすべての自動車に係る前歴の回数を考慮すべきものとする。
- (2) 前歴の回数が「1回」又は「2回以上」である使用者に係る令第26条の7に定める使用制限の処分の要件を満たすこととなるのは、前歴の回数が「1回」又は「2回以上」である状態の下において、累計点数が令第26条の7第1項の表2の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなる場合である。

別表に定める前歴の回数が「1回」、「2回」又は「3回以上」に該当することとなる場合についても同様である。

- (3) 前歴の回数は、過去1年以内における下命・容認に係る使用制限（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）の始期の回数を計算するものとする。

例えば、最高速度違反行為について下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限を受けた使用者が、これに従わずに当該自動車を使用し、当該自動車について最高速度違反行為が行われた場合には、当該使用制限を受けたことは、前歴の回数の計算に入れること。

また、例えば、最高速度違反行為について下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限を受けた使用者が、これに従わずに当該自動車を使用し、

当該自動車について過積載運転行為が行われた場合には、当該使用制限を受けたことは、前歴の回数の計算に含まれないこととなる。

4 期間の計算

(1) 指示に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。

(2) 令第26条の7第1項の表2の備考中「過去1年以内」という場合における期間の計算は、当該指示に係る使用制限の対象となる違反行為が行われた日を起算日として計算するものとする。

なお、1年とは、365日とするものとする。

(3) この基準に従って量定した日数が、令第26条の7第1項の表3に定める期間を超えるときとなるときは、同表に定める期間を指示に係る使用制限の処分期間とするものとする。

5 処分の軽減

次に掲げる事情がある場合であって、当該自動車の使用の本拠における自動車の運行管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を短縮することにより処分を軽減することができるものとする。

なお、処分の軽減を行う場合にあっては、違反行為の内容及び被処分者に自動車を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減することとし、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮すること。

(1) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

(2) 下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の前歴の回数がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため、事業活動に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合

(3) その他情状酌量すべき事情がある場合

6 処分が競合する場合等における取扱い

別添1「道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準」のとおりとする。

最高速度違反行為に係る指示の具体例

<p>最高速度違反行為となるような運転が行われることのないよう、目的地までの主な地点間の距離、走行時間、走行速度等について運転者に対する指導又は助言をあらかじめ行うべきこと。</p>
<p>運転者その他の従業員に対して最高速度違反行為を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。</p>
<p>車両に最高速度違反行為を行わない旨を記載した標章を取り付けるなどの方法により運転者の遵法意識の醸成に努めるべきこと。</p>
<p>最高速度違反を伴う運行が行われていないかどうかを運行記録計による記録や運転日誌の確認等により把握すべきこと。</p>
<p>運転経路の交通状況等を的確に把握し、最高速度違反行為の防止に留意した運行計画を作成すべきこと。</p>
<p>運送に関する契約を結ぶに際しては、使用車両台数及び運転者数を勘案し、最高速度違反行為の防止に留意すべきこと。</p>
<p>利用する有料道路の通行料金を運転者に支給するとともに、実際に当該道路を利用したかどうかを確認すべきこと。</p>
<p>速度制限装置の取外し等最高速度違反行為を容易にするような改造をした車両を使用しないこと。</p>

指 示 書

青公委第・・・号
平成 年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

青 森 県 公 安 委 員 会

道路交通法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指 示 に 係 る 車 両	使用の本拠の 位 置	
車 両 番 号	車 両 （ 登 録 ） 番 号	
指 示 事 項	指 示 事 項	など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指 示 の 理 由	指 示 の 理 由	

（注意）指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から 1 年以内に当該自動車について最高速度違反行為が行われたときは、道路交通法第 75 条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

（教示）この指示に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に青森県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日から 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

過積載行為に係る指示の具体例

車両の運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認することを運転者に指導し、又は助言すること。
過積載となるような運送契約を引き受けないこと。
過積載による運行が前提となるような運行計画を作成しないこと。
運転者その他の従業員に対して、積載に関する法令の教育を行うこと。
産業廃棄物輸送用車両等の目的外使用を行わないこと。
さし枠等の不正改造をした車両を使用しないこと。
荷主又は荷受人に対し、積載物の重量証明となる書面を発行するよう協力要請すること。
積載の状況の記録を作成し、保管すること。（自動車の使用者が荷送人である場合）
出荷時に重量を確認すること。
積載物の重量証明となる書面を発行し、運転者に携帯させること。
積み荷を購入し、又は売却する際に過積載となるような売買契約を結ばないこと。

指 示 書

青公委第・・・号
平成 年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

青 森 県 公 安 委 員 会

道路交通法第 58 条の 4 の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示 に 係 る 車 両	使用の本拠の 位 置	
車両（登録） 番 号		
指 示 事 項	など過積載運転行為を防止するため必要な措置を講ずること。	
指 示 の 理 由		

（注意）指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から 1 年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、道路交通法第 75 条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

（教示）この指示に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に青森県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日から 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

過労運転に係る指示の具体例

<p>過労運転となるような運転が行われないよう、休憩場所や休憩時間等について運転者に対する指導又は助言をあらかじめ行うべきこと。</p>
<p>運転者その他の従業員に対して過労運転を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。</p>
<p>過労運転を伴う運転が行われていないかどうかを運行記録計による記録や運転日誌の確認等により把握すべきこと。</p>
<p>運行前の点呼を徹底すること等により過労運転となるおそれのある状態で運転者に車両を運転させないこと。</p>
<p>運転者を長距離又は夜間の運転に従事させる場合であって疲労により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替運転者を配置する又は休憩時間を必要に応じ確保するよう運転者に対し指示を行うなどの措置を講ずること。</p>
<p>あらかじめ経路途中の休憩時間や休憩場所等を定めるなど、過労運転の防止に留意した運行計画を作成すべきこと。</p>
<p>運送に関する契約を結ぶに際しては、使用車両台数及び運転者数を勘案し、過労運転の防止に留意すべきこと。</p>
<p>利用する有料道路の通行料金を運転者に支給するとともに、実際に当該道路を利用したかどうかを確認すべきこと。</p>

指 示 書

青公委第・・・号
平成 年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

青 森 県 公 安 委 員 会

道路交通法第 66 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指 示 に 係 る 車 両	使用の本拠の 位 置	
車 両 番 号	車 両 （ 登 録 ） 番 号	
指 示 事 項	指 示 事 項	など過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。
指 示 の 理 由	指 示 の 理 由	

（注意）指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から 1 年以内に当該自動車について過労運転が行われたときは、道路交通法第 75 条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

（教示）この指示に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に青森県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日から 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別表 処分量定の基準

前歴の回数	累積点数				
	車種	2点又は3点	4点又は5点	6点から8点	9点以上
なし	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
一回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
二回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
三回以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日

- (注) : 1 「大型車等」とは、大型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車をいう。
 : 2 「普通車」とは、普通自動車をいう。
 : 3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。